



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

介護保険サービスを利用するときは**必ず担当ケアマネジャーに相談してください**。相談なしのサービス利用は介護保険対象外になるため、全額自己負担になります。

◆住宅改修費の支給 ①

住宅改修費の支給については、来月号と2回シリーズで紹介します。

こんなとき…

身体の機能が衰えてくると、住み慣れた家の中に、不便や危険が意外に多いことに気づきます。自宅がお年寄りにとって生活しやすい造りになっていないと、自立や介護の妨げになります。また、介護者の負担もふくらみます。こんなとき、介護保険には住宅改修費の支給という自立や介護を目的としたサービスがあります。

費用のめやす

住宅の段差の解消や、廊下・階段に手すりをつけるといった小規模な改修に対して、現住居につき20万円を限度として利用者は1割を負担し、9割の支給が受けられます。利用者はいったん費用の全額を負担し、後で9割の支給を受けます。【最大支給額：18万円（20万円×9割）】

利用の手順

改修内容をケアマネジャーと相談

改修前に役場窓口で書類審査を受ける

許可が出たら着工

完成した改修箇所の確認

費用の9割を支給

※改修工事を行う前には、ケアプランなどの必要書類を添え、必ず窓口にて審査を受けてください。払い戻しの対象になるかどうかの確認、審査をいたします。

対象となる改修工事	改修内容
① 手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。
② 段差の解消	各部屋の段差や玄関の段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したりする工事です。
③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料変更	居室を畳敷きから板張り・ビニール系床材への変更や、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。
④ 引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸や折り戸などに取り替える工事です。ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。
⑤ 洋式便所などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器へ取り替える工事です。
⑥ ①～⑤にともなって必要となる工事	・手すり取り付けのための下地の補強 ・便器の取り替えや浴室の段差解消にともなう給排水設備工事 ・扉の取り替えにともなう壁や柱の改修などの工事です。